

台風・土砂災害に対する非常措置について

本校においては、台風等により京都市（「京都南部地域」もしくは「京都・亀岡地域」）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、「**特別警報**」は、大雨や暴風等の非常措置(6 種)の全てが当てはまります。また、「**大雨警報**」や「**洪水警報**」は、特別な場合を除いて休業にはなりません。

記

1. **特別警報**が発令された場合

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合は、以下の措置をとります。
 - ① 正午までに解除になった場合・・・5校時（月・木 13:30、火・水・金 13:35）から始業
※13:00（月・木）、13:05（火・水・金）に集合して集団登校(※30 分前)【給食は中止】
 - ② 正午現在、「特別警報」発令中の場合・・・臨時休校

2. **暴風警報**が発令された場合

- (1) 午前7時現在、**暴風警報**が発令されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「**暴風警報**」が解除された場合には、以下の措置をとります。
 - ① 午前 7 時の時点で解除されている場合・・・通常授業 【通常の集団登校、*給食は実施】
 - ② 午前 9 時の時点で解除されている場合・・・3校時（10：40）から始業
【10:10 に集合して集団登校(※30 分前)、*給食は実施】
 - ③ 午前 11 時の時点で解除されている場合・・・5校時（月・木 13:30、火・水・金 13:35）から始業
【13:00（月・木）、13:05（火・水・金）に集合して集団登校(※30 分前)、*給食は実施できない】
 - ④ 午前 11 時現在、暴風警報発令中の場合・・・臨時休業

3. 在校中に、**特別警報**または**暴風警報**が発令された場合(洪水や地震、火事、その他の緊急事態も同様)

- (1) 授業を中止し、下校の安全が確認できた場合は、集団下校させます。
※原則的には「緊急時下校カード」で連絡をいただいたとおりに対応いたします。
ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。
- (2) 気象状況によっては、学校に待機させ、保護者の方のお迎えを要請します。
※保護者連絡ツール「すぐーる」のご活用及び本校HPの確認をお願いします。

4. 避難指示が発令された場合

＜土砂災害の避難指示について＞

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である北醍醐学区に、避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難指示の名称について（学区ごとに発令されます）

※「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）を取る場合があります。

5. 在校中に、避難指示が発表された場合

ただちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこと、または北醍醐学区の避難場所である東稜高校へ避難することとし、ご提出いただきました「緊急時下校カード」のとおり対応しますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

＊「**特別警報**」または「**暴風警報**」が発令された場合の約束事を各ご家庭で話し合っておいてください。

（例） ○帰宅後、どうするのか。 ○誰に連絡するのか。 ○親類宅など、どこに帰るのか。 など

☆このお知らせは、学校ホームページにも掲載しています。☆